



名城支部だより

2020年
2月20日発行
新春号

発行所

(公社)愛知県宅地建物取引業協会 名城支部 〒462-0825 名古屋市北区大曾根 2-1-22 大曾根不動産ビル1階
<http://www.takken-meijyo.com/index.html> info@takken-meijyo.com

ご挨拶

支部長 伊藤 茂雅

皆様、あけましておめでとうございます。

令和初めての新年、お健やかに年明けを迎えられた事と思います。

平素は、支部事業に対しまして深いご理解・ご協力を頂き、心より感謝申し上げます。

又、先日の名城支部創立 20 周年記念新年会には、過去最高 191 名の方に申し込みを頂き、当日は多少の欠席は有りましたが多数の皆さまにお集まり頂き誠にありがとうございました。本部より岡本会長、そして元全宅連会長の伊藤名誉会長、更には県下 8 支部の支部長にも出席して頂き盛大に開催する事が出来ました。当日は、伊藤名誉会長に 43 支部から 15 支部への支部再編成時のお話をして頂き、20 年を振り返ってのお話を聞く事が出来ました。更には、支部創立以来 20 年間県下統一研修会・支部企画研修会を一度も欠席される事無く全て出席された(有)加藤産業の加藤様と(株)ヨシコーの吉川様のお二人を表彰致しました。

さて、本年は 4 月より民法改正がいよいよ施行され業務的にも複雑になり、益々新しい知識を習得し新しい情報に耳を傾ける必要が有ります。また、同じく 4 月より愛知宅建独自の新流通サイト「あいぼっぼ」がスタートいたします。皆さまが日頃の業務で利用する各種ツールを一括提供し本部支部より各種案内や情報提供を一元化した「会員マイページ」への登録と同時に新流通サイト「あいぼっぼ」への事前申請を行なって頂き、毎日のお仕事に役立てて頂きたいと思います。

結びに、本年も皆さまには一段のご理解ご協力をお願い申し上げ、支部役員一同、力を合わせ頑張りますのでよろしくお願い致します。



ごあんない

令和 2 年度 名城支部総会

日時 令和 2 年 4 月 23 日 (木)
場所 名古屋ガーデンパレス

令和 2 年度 本部総会

日時 令和 2 年 5 月 26 日 (火)
場所 キャッスルプラザ

会員動向

新入会員の皆様



マルフトラスト
伊藤 充宏



アルドーモ(株)
楯陽 一郎



矢作建設工業(株)
古本 裕二

(1月31日受付分)

新規入会	マルフトラスト	伊藤充宏 (正会員) 旗 雅吉 (準会員)	北区黒川本通 4-30 黒川旗ビル 1F TEL 981-7847 FAX 981-7871
	アルドーモ(株)	楯陽一郎 (正会員) 猪飼武人 (準会員)	北区上飯田南町 5-116 ディーズコート11 1F TEL 981-3321 FAX 981-3322
	矢作建設工業(株)	古本裕二 (正会員) 河村洋一 (準会員)	東区葵 3-19-7 葵センタービル TEL 935-2353 FAX 935-2850
転 入	(株)岡啓	岡 益光 (正会員)	東区泉 1-18-10 エルザセンティア久屋 1401 号 TEL 770-5317 FAX 755-7232

代表者変更	(株)大陶建物	嶋 成彰
準会員入会	(株)アールプランナー不動産	元川一樹
準会員変更	(株)リアルエスト	植西光弘
	(株)ライフステージ名古屋支店	佐藤浩道
	(株)サンエステイト	國枝美帆
住所 ブロック TEL FAX 変 更	(株)サンワテック	北区城見通 3-13 黒川ターミナルビル 1F 4Bへ TEL 908-2600 FAX 908-2601
	(株)イーブ	TEL 880-7171
転 出	シティコネクト(株)	名南東支部へ
準会員退会	(株)ニッショー	田原秀仁
退 会	(株)オークラハウス	廃業

地価調査委員会報告

地価動向調査特別委員会委員長 金田 利斉

名城支部では、北区 153 地点、東区 152 地点を、北区 6 名、東区 7 名の計 13 名で、毎年 11 月と 12 月に地価動向調査特別委員会を開催し、地価動向を決めています。

各メンバーは基準点を毎年確認し、基本的な路線価等を調べて、売買事例、最近の価格の動向などを鑑みて、不動産業者の観点から価格を決めていきます。

宅建協会本部ホームページの会員マイページでは、県下全支部からあがって来る地価動向調査データを見ることができますので、ぜひ活用してみてください。

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正内容について教えてください。



効率的な本人確認の方法の必要性等から、今般、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令が平成30年11月30日に公布されました。これに伴い改正された犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号)(以下、犯収法施行規則。)について解説します。

犯罪による収益の移転防止に関する法律において「特定事業者」として位置付けられた全47の事業者は、法で規定する一定の取引(以下、特定取引。宅地建物取引業者については、「宅地・建物の売買契約の締結又はその代理若しくは媒介」が特定取引に当たる)を行うに際し、本人特定事項の確認を行うことが義務付けられています。

改正後の犯収法施行規則においては、本人特定事項の確認に当たって、効率的な本人確認ができるよう、次のとおりオンラインで完結する確認方法を新たに認めることとしました。

(1) 自然人の本人確認方法として、以下のオンライン上の確認方法を追加

①インターネット上のリアルタイムビデオ通話等で、本人確認書類(顔写真付き)の提示を受ける方法

②本人確認書類(顔写真付き)の画像の送信及び顔の画像の送信を受ける等による方法
③本人確認書類のICチップ情報の送信等を受け、既に本人確認を受けている銀行等に照会して確認する方法

④本人確認書類のICチップ情報の送信等を受け、既に本人確認を受けている既存銀行口座を利用して確認する方法

(2) 法人の本人確認方法として、以下のオンライン上の確認方法を追加

①一般財団法人民事法務協会の『登記情報提供サービス』を利用する方法

②国税庁『法人情報サイト』を利用する方法

(3) その他所要の改正

現行の非対面の本人確認において偽造書類を利用した不正等が行われている状況を踏まえ、取引関係文書を本人限定受取郵便により送付する方法による本人確認等の際に提示する書類の厳格化(顔写真付きの書類に限定する等)。

上記改正の(1)及び(2)につきましては、平成30年11月30日に施行されております。また、(3)については、平成32年4月から施行されることとなっております。皆様におかれましては、改めて法令の遵守に万全を期していただきますようお願いいたします。

(文責：服部桂子)